

1 これまでの審議会の経緯について

①諮問内容

- ・ 議員報酬、市長及び副市長の給料額について
- ・ 市長副市長の退職手当の支給率を、市長は 57/100 から 51/100 に、副市長については 37/100 から 35/100 に、それぞれ改定（引き下げ）することについて

②主な議論と検討の方向性

- ・ 月額報酬については、民間賃金や物価上昇などを踏まえ、引き上げも了とする基調で議論は推移。
- ・ 業績連動型報酬を取り入れている都市の状況を次回示してほしいとの意見。（⇒【資料1】業績連動型報酬の導入事例）
- ・ 月額については、引き上げ、据え置き、パターンをいくつか事務局で示したうえで検討。
- ・ 市長、副市長の退職手当については、給料月額に連動しているため、月額の結論が出たのちに議論。

2 前回審議会以降の特別報酬に関連する情勢変化など

- ・ 令和6年度決算が確定。基金残高は前年度より増加、市債残高の減少という堅調な財政運営ができた反面、自主財源に乏しく、財政の弾力性が低いなどの厳しい状況。（⇒【資料2】わかりやすい決算書）
- ・ 水道料金改定で令和8年度から市民負担の増が発生。負担軽減のため、令和9年度までの2年間、一般会計から水道局への経営支援を実施（財政負担が発生）
- ・ 市議会の定数を次期改選期（R9年度）から4名削減の方針。出席費用弁償も廃止の方針。
- ・ 令和7年人事院勧告では、民間賃金の上昇トレンドを踏まえて、昨年に引き続き、大幅な引き上げが勧告。本市も人勧に準じた給与改定を3月議会で提案予定（平均で3.39%、月額約1.2万円の引き上げ）

3 本審議会（第3回）の目標

- ・答申内容の決定

4 月額報酬（給料）の改定についての方向性（事務局案）

① 市長、副市長

- ・県内他都市において、昨年度、今年度いずれも給料額の改定が行われていない。（⇒【資料3】県内他都市の特別職報酬改定の状況）
- ・中核市（62市）との比較においても、40位と、人口や財政規模を踏まえると一定の水準となっている。

⇒上記状況を踏まえ、月額給料の改定は行わない（据え置き）としてはどうか。

② 議員

- ・県内においても、数市で改定（増額）の動きがあり、中核市の一部でも改定が議論されている。
- ・中核市との比較においても、52位と、市長と比較すると低位置となっている。（人口規模等を踏まえると一定の水準）
- ・一方で、人口が同規模（20～25万人）の中核市との比較では、一定の水準が維持できている。（⇒【資料4】中核市20～25万都市の議員報酬比較）
- ・議員は退職手当がないこと、議員としての公的年金や健康保険への加入制度がないことなど、市長と比べて福利厚生が充実しておらず、議員の成り手確保のためにも引上げも検討すべきではないか。（⇒【資料5】改定シミュレーション）

⇒物価の上昇、民間賃金の引き上げ傾向などを踏まえると、月額報酬の引き上げが適当と考えられるもの

の、本市の独自事情として、令和8年度からの水道料金改定の市民負担軽減に向けた一般会計からの経営支援を行うなど、財政面で厳しい状況を踏まえ、同時期の報酬引き上げが住民の理解が得られるか慎重な検討が必要。

また、令和9年度に予定されている議員定数削減等の今後の議会改革の方向性を踏まえた上で、適正な議員報酬のあり方を検討すべきであり、現時点では月額報酬の改定は行わない（据え置き）ことも検討すべきではないか。

5 市長、副市長の退職手当の改定の方向性

- ・県内で長崎市を上回る水準であり、中核市においても上位の支給額となっていることから、人口規模や財政規模を踏まえると、見直しは必要。

⇒諮問どおりの改定（引き下げ）としてはどうか。

【退職手当改定案】

区分	人数	給料月額	現在		改定案		
			支給率	支給額	支給率	支給額	引き下げ幅
市長	1	1,058,000	57/100	28,946,880 円	51/100	25,899,840 円	▲3,047,040 円
副市長	2	873,000	37/100	15,504,480 円	35/100	14,666,400 円	▲838,080 円